

安来市告示第 9 3 号

安来市軽自動車税に関する減免及び課税免除要綱（平成 3 1 年安来市告示第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 4 月 1 日

安来市長 田 中 武 夫



第 1 条中「、第 9 0 条、附則第 1 5 条の 3 及び附則第 1 5 条の 3 の 2」を「及び第 9 0 条」に改める。

第 2 条及び第 3 条中「種別割」を削る。

第 4 条から第 6 条までを削る。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。